

## 九州林業塾運営規則

### 会則の改正

#### (名 称)

第1条 本会は、九州林業塾と称する。

#### (目 的)

第2条 自伐型林業とは、採算性と環境保全を高い次元で両立する持続的森林経営で、参入障壁が非常に低く、幅広い就労が可能である。

今、国土の7割を占める山林を活用する「地方創生の鍵」として期待され、全国各地で広がっているが、九州地区ではまだ活動が活発とは言えない状況であり、各地で行われている活動の情報発信、活動支援、交流を推進することで九州地区自伐型林業の推進を目的とする。

#### (活 動)

### 第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1、各地の活動情報の発信
- 2、自伐型林業家・団体の活動支援
- 3、自伐型林業家のネットワークづくりと交流支援
- 4、職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- 5、自伐型林業参入のための研修等の事業の実施
- 6、その他、前条の目的を達成するために必要な事業

#### (会 員)

### 第4条

本会の会員は、会の目的に賛同し、自己責任の原則により活動するものとする。

入会は別に定める入会申込書を書面または電磁的方法をもって会長に提出し会費の納入により会員となるものとする。

退会は別に定める退会届を書面又は電磁的方法をもって会長に提出するものとする  
会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき、継続して一年以上会費を滞納した時には退会したとみなす。

#### (会 費)

第5条 会員は団体会員年5,000円、個人会員年2,000円の会費を納入するものとする。

#### (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、事務局長1名、事務局次長2名、監査1名、顧問若干名置くことができる。

(役員を選任)

第7条 役員は、会員の推薦により総会の承認を得る。

- 1、会長は今季事務局団体より選出して総会の承認を得る
- 2、副会長、事務局長、監査は次期事務局団体と協議し会長が指名し総会の承認を得る。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とし再選を妨げない。

(総会及び会議)

第9条 総会は会長または会員の1/3以上の要望で召集する。

会長は要望があった場合は2週間以内に総会を開催する。

総会は、毎会計年度ごとに1回以上開催し、役員選任、予算・決算、その他、本会の運営事項について審議する。

総会は、出席者の2分の1以上をもって議決するものとする。

総会および会議は新型コロナ等のため開催が難しい場合は役員会の決議をもってオンラインによる開催も可能とする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日始期、翌年3月31日終期とする。

(その他)

第11条 本規約による他、必要事項については、総会において決定する。

- 付則
- 1、本規約は、令和2年1月26日から施行する。
  - 2、事務所は事務局長宅におく。
  - 3、令和5年10月3日改正。